

セキュログ&セキュリティサービス約款

第1条（規約の適用）

LRM株式会社（以下LRM）はセキュログアクセス&セキュリティサービス約款（本約款）を定め、セキュログアクセス&セキュリティサービス（以下本サービス）を提供します。本約款は本サービスの利用に係るすべての関係に適用します。

第2条（定義）

「契約者」本サービスを契約した会社もしくは団体の責任者

「利用者PC」管理対象端末でありライセンス数と同等

「代理店」本サービスを販売する権利を有する会社で代理店契約を締結した会社

「本サービス用設備」データを蓄積するサーバもしくはデータを表示するサーバ

「ログインID」サービス提供する場合の画面にアクセスする際に必要なID

「パスワード」ID入力時に必要なパスワード（PW）

「契約ライセンス数」申込書に記載のライセンス数

「減数」前月の契約ライセンス数から減った数

「管理者」ログインID、PWを管理し、本サービスを運用する管理者

第3条（本約款の変更）

LRMは規約を随時変更することができるものとします。規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2.変更時はホームページでの通知もしくは管理者へのメール送信にて通知することとします。

第4条（本約款の構成）

LRMが所定の方法により契約者に通知する本サービスの説明、利用上の注意、第4条に定める仕様等は、名目のいかんに係らず本約款の一部を構成するものとします。

第5条（仕様）

LRMは本サービスについての仕様書を別途定めるものとします。LRMは仕様書を予告なく変更することがあります。

第6条（サービス提供の環境条件）

管理者及び利用者PCからの通信が本ASPサイトと通信が以下の通信ができること

利用者PCからの通信が本サービス用設備と以下の通信ができること。HTTPS（通信プロ

トコル) でインターネット越しに本サービス用設備に通信可能なこと。

第7条 (利用契約の成立)

本サービス契約を行う場合は、LRM 所定の申込書に必要事項を記載の上、LRM に提出するものとします。本契約は次項の拒絶事由のある場合を除き、LRM が契約申込書を受領することで成立します。次の各号の一つに該当する場合には、LRM は本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。

2. 次の各号に該当する場合には、LRM は速やかに申込者に通知することにより契約の申込を拒絶することがあります。

(1)本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき

(2)申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき

(3)申込者が本サービス契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき

(4)違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にてサービスを利用するおそれがあるとき

(5)申込者が、LRM および代理店ならびに本サービスの信用を毀損するおそれがある態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき

(6)LRM の指定するとおりに利用の申込みの手続きを行わなかったとき。

(7)利用申込みを承諾することが不相当と LRM が判断したとき。

(8)LRM の競合他社など、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明したとき。

第8条 (利用期間および最低利用期間)

契約者は LRM が発行したログイン ID、パスワードを受け取った時点から本サービスを利用開始できるものとします。

2.最低利用期間は1年間、次年度以降は1カ月単位の契約となります。

3.利用契約は、原則自動的に更新されるものとします。

利用契約成立後の初回の契約期間は、当該利用契約成立日の翌月 1 日から起算して翌月末日までとします。契約期間の満了日(月末日)において自動的に更新されるものとし、契約者が第9条に定める手続きに従い解約されるまで、その後の更新についても同様とします。

4.最低利用期間内に、解約および減数を行うことはできません。

第9条 (解約日の確定)

解約手続きは所定の解約書に必要な記載事項を記入の上、LRM に提出し LRM はこれを受領します。

2.解約日は解約手続きを行った月の翌月末日を解約日とします。

第 10 条 (管理者ログイン ID 及びパスワードと設定)

契約者は、管理者を任命し、本サービスの導入、運用については当該管理者を通じてのみ進行することが可能であることを了承します。

2.管理者は、ログイン ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ログイン ID 及びパスワードの管理不備等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、LRM は一切の責任を負わないものとします。

3.第三者が管理者のログイン ID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は管理者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。

4. 契約者は、申込書に記載した管理者に変更が生じた場合、LRM に対し利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

第 11 条 (ライセンス数)

サービスは、1 ライセンスあたり利用者 PC1 台のみの利用とします。

2.契約時の最低ライセンス数は 5 ライセンスとします。

3.契約期間の途中にライセンス数を増減することができます。ライセンスを増減する時の最低ライセンス数は 1 ライセンスとします。ただし最低利用期間内は減数が出来ないものとし、また最低利用期間内に関わらず 5 ライセンス未満に減らすことはできません。

4.増減された結果の契約ライセンスの契約期間は、変更手続きが完了した時点の翌月から当該契約期間の終了日までとします。また契約ライセンス数の決定は月末日とします。

第 12 条 (利用料金等)

LRM または代理店は契約者に対し、仕様書または見積書及び価格表に定める初期費用及び月額費用並びにこれに対する消費税相当額を本サービスの料金をライセンス数に応じて請求します。

2.LRM は、料金体系について随時変更する事ができます。

3.前項の規定に従って料金体系を変更し料金が増額になる場合、3 カ月の予告期間をおいて、契約者に通知するものとします。

4.本サービスに関するお支払い済みの利用料金は、いかなる場合にも返却されないものとします。

第 13 条 (課金)

本サービスの利用料金は原則、月単位で計算するものとします。但し、課金開始は申込みがその月の途中の場合、月額の利用料を日割りした料金で掲載するものとします。課金開始日

は LRM がサービス利用開始通知を行った日とします。

利用が終了した場合は利用終了日の月末が課金終了日となります。

第 14 条 (延滞利息)

LRM または代理店は契約者に対して毎月の利用料を請求します。請求書には支払日が記載されており支払期日までに請求金額を支払います。

2. 期日に支払われなかった請求に対しては、期限を超過した残高について、年率 14.6% の利率で遅延利息が生じるものとします。

3. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、すべて契約者の負担とします。

第 15 条 (サービス提供の中止)

次の各号の一つに該当する場合には、LRM は、本サービスの一部または全部の提供を、必要最小限において中断または一時中止することができるものとします。

(1) 電気通信事業者 (以下「通信業者」といいます) の通信設備またはこれに付属する設備の保守または工事等の実施により本サービス用設備がインターネットから遮断されるとき。

(2) 本サービス用設備の定期点検または緊急保守を実施するとき。

(3) 電力会社からの LRM または通信業者への電力供給の中断その他やむを得ない事由が発生したとき。

(4) 天災地変その他の不可抗力または LRM の責に帰すことが出来ない事由により、本サービスの中断もしくは停止をせざるを得ないとき。

(5) その他 LRM が本サービスの一時的な中断または停止を必要と判断したとき。

2. サービスの提供を中断または一時停止する場合、管理者へその旨を通知するものとします。

第 16 条 (本サービスの機能アップ、機能追加)

LRM は、本サービスの機能アップ、機能追加または修正等については、LRM の判断において実施できるものとします。

2. 本サービスの機能アップ、機能追加または修正等を実施する際は管理者にその旨を通知するものとします。

第 17 条 (サポート等)

LRM は、本サービスにおけるサポートを管理者に対し提供いたします。本サービス利用上のお問い合わせの受付に関しては、LRM ホームページ記載のとおりとします。

第 18 条 (本サービスのサポート提供区域)

LRM の提供するサポートは、本サービスを所有する日本国内拠点を窓口としての利用に限

ります。

第 19 条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2.契約者が故意又は過失により LRM に損害を与えた場合、LRM に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第 20 条（利用者設備の設定・維持）

管理者は、自己の費用と責任において、LRM が定める条件にて利用者設備を設定し、利用者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2.管理者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信サービスを利用して利用者設備をインターネットに接続するものとします

3.利用者設備、前項に定めるインターネット接続環境に不具合がある場合、LRM は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4.LRM は、LRM が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、利用者 PC が本サービスにおいて伝送するデータ等について、監視、分析調査等必要な行為を行うことができます。

第 21 条（本契約の解除）

LRM は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

(1)利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合

(2)契約者の責めにより利用料金の支払停止又は正常な支払が不能となった場合

2.いずれの当事者も、次項に規定する場合を除き、相手方が本契約上の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めた書面による勧告を行い、かかる期間内に相手方が不履行を是正しない場合には本契約を解除することができるものとします。

3.いずれの当事者も、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの勧告なしに直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) 仮差押、差押若しくは競売の申請、又は破産、民事再生手続開始、会社整理若しくは会社更生手続き開始の申立を自ら為したとき、または第三者をして申立てを受けたとき、または清算に入ったとき

(2) 租税公課を滞納して滞納処分を受けたとき

- (3) 支払いを停止したときまたは支払い不能におちいったとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 解散の決議を行ったとき、または解散命令を受けたとき
- (6) 営業の停止・廃止若しくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (7) LRM が契約者に対して本約款の改定を申し入れた場合に、契約者が申し入れの日から 30 日以内に LRM に対してこれに異議を述べたとき
- (8) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

3.契約者が、本条第 1 項及び前項各号のいずれか一にでも該当したときは、当然に期限の利益を失い LRM に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第 23 条 (禁止事項)

管理者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) LRM 若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、LRM 若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつくおそれがある行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与えるおそれのある行為

2.LRM は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに管理者に通知するものとします。

3.LRM は、本サービスの利用に関して、管理者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものである場合には、事前に管理者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。

第 24 条 (本サービス用設備等の障害等)

LRM は、LRM の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。

2.LRM は、本サービス用設備等に接続する LRM が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

第 25 条（秘密情報の取り扱い）

LRM は、本サービスの提供に伴い利用者から取得した機密情報（機密情報には、全ての個人情報を含むものとします）を、

本サービスの遂行を目的としてのみ使用することができ、この使用目的以外には使用しないものとします。

また、これらの機密情報の改ざん、漏えいを防ぐために必要な対策を施すものとします。

第 26 条（個人情報の取り扱い）

本サービスの利用者よりお預かりした、利用者本人を識別しうる情報（以下「個人情報」といいます）の取り扱いについては、LRM が定める「個人情報保護方針」に記載する通りとします。

第 27 条（損害賠償の制限）

債務不履行、不法行為その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス利用等に関して、LRM が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、LRM の責に帰すべき事由により契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下 LRM の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について LRM は賠償責任を負わないものとします。

2. 損害賠償の限度は直前の過去 6 ヶ月間に発生した当該本サービス利用に係る料金とします。

第 28 条（免責）

サービス又は利用契約等に関して LRM が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、LRM は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 利用者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者 PC の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック
- (5) LRM が定める手順等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
- (6) 本サービス用設備のうち LRM の製造に係らない OS 等及びデータベースに起因して発生した損害

(7) 本サービス用設備のうち、LRM の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

(8) 通信業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(10) その他 LRM の責に帰すべからざる事由

2.LRM は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第 29 条（利用終了後の措置）

LRM は、契約者の解約の申し入れにより本サービスの提供を終了した後等は、契約者に対し、解約にかかる終了日の翌日からサポートの提供等の一切の責任を負わないものとします。また、本サービス用設備にて保管している利用者 PC が本サービスにおける一切の提供及び伝送したデータは、提供終了日より 1 か月以内に削除することとします。

2.契約者は解約手続きと同時に管理者に対して利用者 PC 内の本サービス専用ツールを消去するよう指示をし、管理者はサービス終了後速やかにツールを削除します。

3. 2 項の作業が行われていないことを弊社が確認できた場合は、契約者及び管理者に対して未消去である旨を通告することと致します。

第 30 条（権利の帰属）

本サービス及び本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権及びは、LRM に帰属します。

(ただし、本サービスに関するその他各社における著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権はその各社に帰属します。)